諸標	浮標、立標、信号標識等の各一個所をもつて一個とする。	浮標、立標、信号標識等の各一個所をもつて一個とする。
林道	井戸屋形、掲示場、石炭置場、馬繋場、灰捨場、避雷針、船架等他の種目に属しないものを包括し、各一個所をもつて一個とする。	井戸屋形、掲示場、石炭置場、馬繋場、灰捨場、避雷針、船架等他の種目に属しないものを包括し、各一個所をもつて一個とする。
財産	〃	〃
雑工	〃	〃

を

に改め、同表の政府出資等の項中

作物	〃	〃
作物（森林経営用に限る。）	メートル	〃
	個	〃
株券（端株券を含む。）	株	株
社債券	口	〃
新株引受権証券	〃	〃
地方債証券	〃	〃
特別の法令により、法人の発行する債券を含む。	特別の法令により、法人の発行する債券を含む。	特別の法令により、法人の発行する債券を含む。

に改める。

別表第二　国有財産増減事由用語表の各区分に共通の項中

返還	返	返
法令の規定によつて返還したとき。		

を

法令の規定又は裁判の確定によつて返還したとき。		

に改め、同表の立木竹の項中

造林契約解除の取消	造林契約解除	（何々法）による引渡
分収育林契約解除	分収育林契約締結	
補植手入	補植手入	

を

公有林野等官行造林地の契約解除の取消をしたとき又は契約を解除したとき。	国有林野の立木につき契約された分収育林契約を解除したとき又は分収育林契約を締結したとき。	（何々法）による引渡
国有林野において、立木を補植手入したとき。		（何々法）による引渡

に改め、同表の工作物の項中

林道改良	林道改良	
林道の財産価値、能率著しい異動があつたとき。		

を

に改める。

又は耐用年数に

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の規定により調製されている国有財産台帳は、平成二十六年三月三十一日までは、改正後の規定に基づく国有財産台帳として使用することができる。

○厚生労働省令第五十二号

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十一条の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令

母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の十第一項中「修業する期間の二分の一に相当する期間（その期間が十八月を超えるときは、修業する期間から十八月を減じた期間）を経過した」を「修業を開始した」に改め、同条第二項第五号を削る。

第六条の十四第一項中「在籍状況」の下に「、修得単位の状況」を、「在籍証明書」の下に「及び養成機関における修得単位証明書」を加える。

附則第三項から第五項までを削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十七条及び第四十九条の五の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第三十五条第一項第六号」を「、第三十五条第一項第六号及び第四十九条の三第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十九条の三第一項の規定による権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第四十六条の二十五の四を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。